

**地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項に規定する
総務省令・財務省令で定める要件を定める省令の一部を改正する省令**

平成21年3月
財務調査課

1. 趣 旨

財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であって再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である団体が起債する場合に、総務大臣が、その起債の許可（以下「健全化法に基づく許可」という。）を行うにあたって、その地方債の限度額及び資金について財務大臣と協議することを要しない場合を定めるもの。

2. 概 要

（1）改正の理由

地方財政法に基づく地方債の許可については、地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令（平成18年総務省令・財務省令第1号）において総務大臣が行う財務大臣との協議を要しない場合が定められている。

健全化法に基づく許可についても、総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合は、総務大臣が原則として行うこととされている財務大臣との協議を要しないこととされているため、地方財政法に基づく地方債の許可と同様に、この財務大臣との協議を要しない場合を新たに規定する必要がある。

（2）改正の内容

健全化法に基づく許可をする地方債の資金が、民間等資金（公的資金以外の資金をいう。）であって、この地方債の限度額が、以下の地方公共団体の区分に応じ、当該額未満である場合は、総務大臣が行う財務大臣との協議を要しないこととする（地方財政法に基づく許可の場合と同じ。）。

- | | |
|----------------|------|
| 一 都道府県及び政令指定都市 | 一億円 |
| 二 市町村 | 四千万円 |

3. 施行期日

平成21年4月1日